

# 福岡県公報

平成19年2月21日  
第2644号

## 目次

### 告示(第342号-第380号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
○市の町の区域及び名称の変更並びに小字の廃止	(地方課)	3
○市の町の区域及び名称の変更並びに小字の廃止	(地方課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○公共測量の実施	(土木管理課)	9
○基本測量の終了	(土木管理課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	13
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	13
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	13
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	13
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	14
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	14
○公共測量の実施	(土木管理課)	14
○公共測量の実施	(土木管理課)	14
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	14
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	15
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	15
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	16
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	16
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	16
<b>公 告</b>		
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	17
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	19
○落札者等の公示	(新産業・技術振興課)	22
<b>公安委員会</b>		
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	23

再 掲

○家畜伝染病の発生 (畜産課) ……………23

正 誤

○公共測量の実施(平成19年2月福岡県告示第304号)中正誤 ……………24

告 示

福岡県告示第342号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年2月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 あんくるふじや久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市小森野四丁目7番33号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社あんくるふじや	佐賀県佐賀市南佐賀二丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社あんくるふじや	佐賀県佐賀市南佐賀二丁目3番1号
有限会社クルール	福岡県朝倉市堤649番地2
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年10月2日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,463㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県久留米市小森野四丁目7番33号	144

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県久留米市小森野四丁目7番33号	42

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市小森野四丁目7番33号	106

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県久留米市小森野四丁目7番33号	48.99

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社あんくるふじや	午前10時	午後8時
有限会社クルール		
未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県久留米市小森野四丁目7番33号

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後8時まで

#### 福岡県告示第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ハローデイ国分店  
(2) 所在地 福岡県久留米市国分町字立割980-1 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いいたします。

また、生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき、発生抑制、減量等に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

意見なし

#### (4) 騒音の発生に係る事項

- ・ 室外機等の設備については、低騒音型のものを使用しているが、一部敷地境界上での予測騒音レベル最大値が基準値を超過しているため、住民から苦情が出ることを防ぐよう防音対策について十分検討し、周辺的生活環境の保全に努め、苦情が出た際には誠実に対応すること。
- ・ 来客車両走行音については、夜間に走行する車両は帰宅車両のみであるが、一部敷地境界上での予測騒音レベル最大値が基準値を超過しているため、苦情が出た際には誠実に対応すること。
- ・ 荷さばき作業については、夜間の作業はないが、午前6時台に6回の作業を予定しているため、荷さばき作業時の音の低減や、後進ブザーを使用しないこと等の納入業者への指導を徹底すること。

#### (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

#### (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

#### (7) その他

意見なし

#### 福岡県告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町の区域及び名称の変更並びに小字の廃止を次のようにする旨の届出があった。

上記処分は、平成19年3月12日から効力を生ずるものとする。

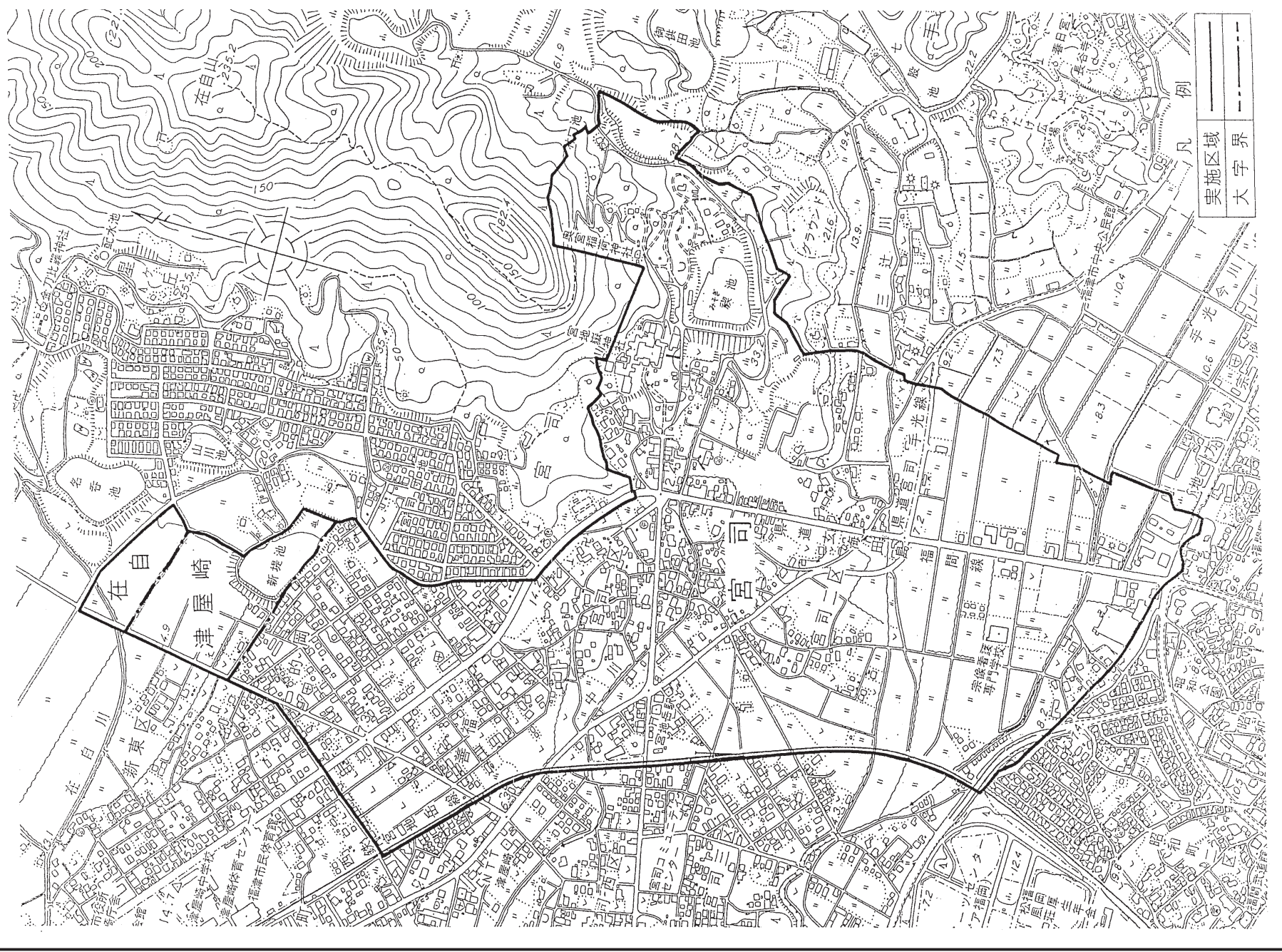
平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の町の区域及び名称を別図2のように変更する。



別図1





別図2



福岡県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町の区域及び名称の変更並びに小字の廃止を次のようにする旨の届出があった。

上記処分は、平成19年3月12日から効力を生ずるものとする。

平成19年2月21日

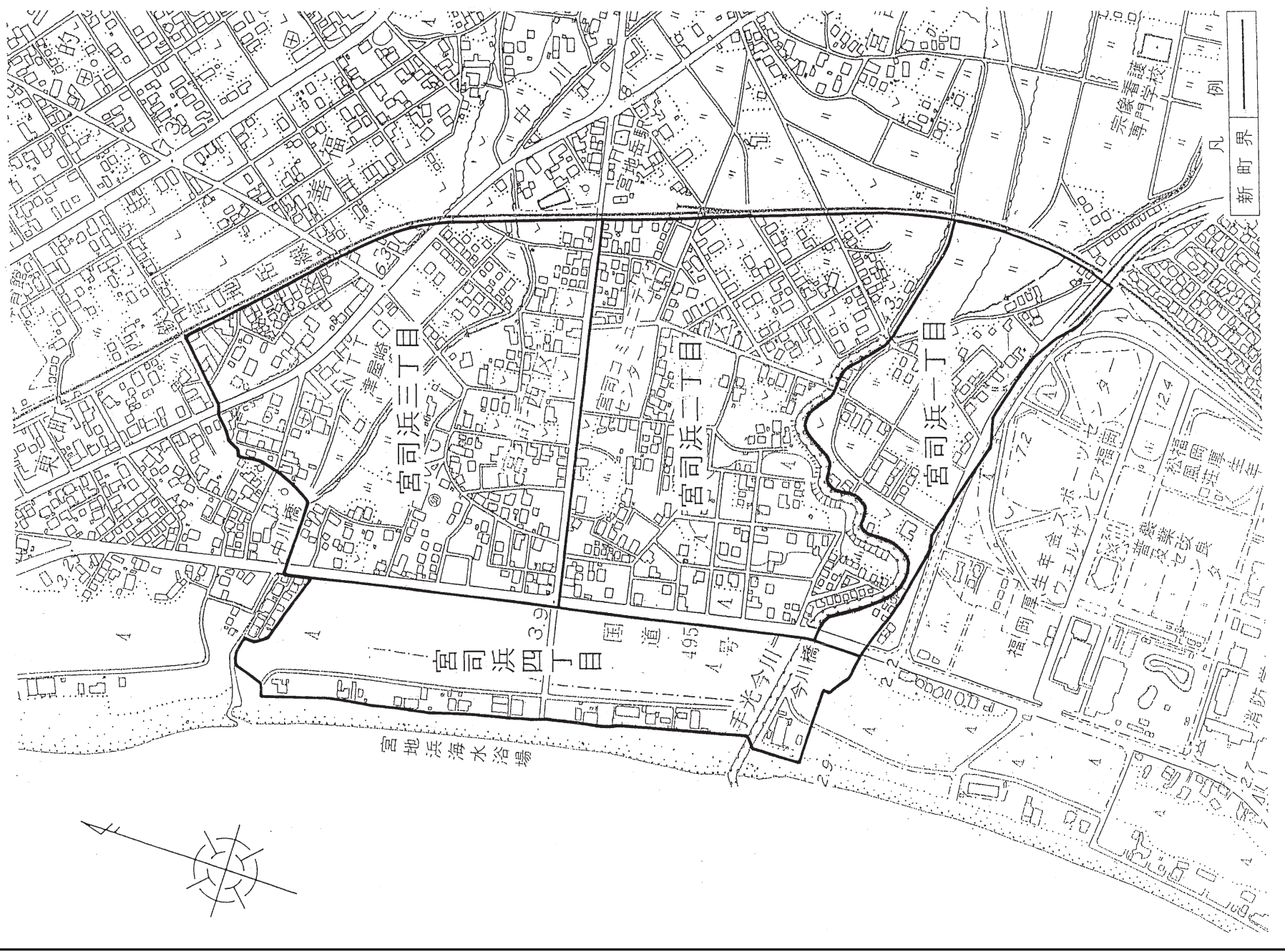
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の町の区域及び名称を別図2のように変更する。





別図2





**福岡県告示第346号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年1月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いじめ防止ネットワーク

(2) 代表者の氏名

久保 賢二郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区石田町2番43号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全国でいじめに悩む子どもたち・親ならびに教育関係者等に、いじめ防止の支援を主体とした事業を行い、青少年の保護及び人格育成に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第347号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字松浦3787-11（第7工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町富久町1-19-1

苅田町長 吉廣 啓子

**福岡県告示第348号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字猪野字大谷1141-1及び1141-9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字猪野1000番地1

只松 正敏

**福岡県告示第349号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字南里三丁目404-2、404-3、404-13、404-14及び404-17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡志免町南里三丁目6-35

南里 鶴吉

**福岡県告示第350号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（道路台帳）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成19年2月7日から 平成19年2月28日まで

**福岡県告示第351号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
基本測量（ジオイド測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市、福岡市、宗像市、前原市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、遠賀郡芦屋町 ・水巻町・岡垣町・遠賀町、糸島郡二丈町 ・志摩町	平成18年12月20日

**福岡県告示第352号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町大字東隈字古屋敷211番6及び213番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫郡那珂川町大字東隈222番地  
日下部 登茂枝

**福岡県告示第353号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市御笠川5丁目10番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市大城4丁目11番7号  
末永 直行

**福岡県告示第354号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町大字安德字龍頭59番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目3番地の1  
有限会社 那珂川開発 代表取締役 津屋 智子

**福岡県告示第355号**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
草野土地改良区	平成19年2月8日

#### 福岡県告示第356号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字芥屋3383-14、3383-16、3287-37、3287-50及び3287-54
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市中央区伊崎5番7号  
吉村 留理子

#### 福岡県告示第357号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字久家字中白655-1及び655-5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市早良区祖原1番1号  
株式会社 てんぐ屋産業 代表取締役 坂本 薫

#### 福岡県告示第358号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字末永字梅木田670番2及び673番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
前原市大字末永671番地の3  
三宅 教史  
三宅 文子

#### 福岡県告示第359号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字野北字犬鳴山2735-1、2750、2752、2752-2、2753、2754及び道路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大阪府吹田市豊津町16番10号  
大阪フェザー株式会社 代表取締役 秋野 和英

#### 福岡県告示第360号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日



福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字本字吹坂1386-3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区福重2丁目15-6  
柴田 久美恵

**福岡県告示第361号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字野北字塚尾601番1及び601番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区東那珂3丁目6番62号  
大成印刷株式会社 代表取締役 清家 邦敏

**福岡県告示第362号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市大字有田字塞ノ本546番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
前原市大字有田559番の1  
草場 信幸

**福岡県告示第363号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字馬場字志摩野1118-5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
前原市大字泊1686番地の4  
田中 善子

**福岡県告示第364号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字桜井字大峠8-12及び字峠78-7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
春日市紅葉ヶ丘東9丁目126  
吉村 一秋

**福岡県告示第365号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字野北字向畑2288番1及び2288番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区野間4丁目18番28号

カウンツ ロバート ウェイン

安永 初美

**福岡県告示第366号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字小金丸字新川1873-86

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉郡筑前町中牟田238番地

税田 建司

**福岡県告示第367号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字久家字日門田1981番10、1981番11、1985番6及び1985番7

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大隈38-4

有限会社サンクス 取締役 安永 清美

**福岡県告示第368号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改

良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年2月9日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
嘉麻市才田、嘉穂郡桂川町大字内山田 (南嘉穂地区第1換地区)	換地計画書の写し	平成19年2月21日から 平成19年3月22日まで	嘉麻市役所、 桂川町役場

**福岡県告示第369号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年2月9日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
嘉麻市泉河内 (南嘉穂地区第2換地区)	換地計画書の写し	平成19年2月21日から 平成19年3月22日まで	嘉麻市役所

**福岡県告示第370号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年2月9日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
嘉麻市千手 (南嘉穂地区第3換地区)	換地計画書の写し	平成19年2月21日から 平成19年3月22日まで	嘉麻市役所

**福岡県告示第371号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年2月9日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
嘉麻市小野谷 (南嘉穂地区第4換地区)	換地計画書の写し	平成19年2月21日から 平成19年3月22日まで	嘉麻市役所

**福岡県告示第372号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年2月9日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
嘉麻市桑野 (南嘉穂地区第5換地区)	換地計画書の写し	平成19年2月21日から 平成19年3月22日まで	嘉麻市役所

**福岡県告示第373号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（2級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市東部地域（門司区・小倉北区・小倉南区）	平成19年2月16日から 平成19年3月30日まで

**福岡県告示第374号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（2級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市西部地域	平成19年2月16日から 平成19年3月15日まで

**福岡県告示第375号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非



営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人はなまる学童保育クラブ

(2) 代表者の氏名

平岡 百合子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区下曾根新町5番5号202号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営に基づき、保育が必要とされる小学校児童、乳幼児に対して豊かで安全な育児、放課後及び学校休日の生活の場を築くことによって、子供の心身の健やかな発達を援助するとともに、保護者に対しては、子育てに関する支援や地域住民との交流事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第376号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社正武

(2) 所在地

兵庫県加古川市加古川町平野343番地

(3) 代表者

代表取締役 増田 理良

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年1月19日

4 処分の理由

事業者が、平成18年11月1日付けで、兵庫県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

**福岡県告示第377号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社修和

(2) 所在地

福岡市博多区住吉二丁目7番7号

(3) 代表者

代表取締役 塚田 里恵子

2 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日  
平成19年2月5日

4 処分の理由  
事業者の役員であった者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

#### 福岡県告示第378号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
株式会社塚田工業
- (2) 所在地  
春日市塚原台一丁目17番地
- (3) 代表者  
代表取締役 塚田 哲司

2 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日  
平成19年2月5日

4 処分の理由  
事業者の役員であった者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4

号ハの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

#### 福岡県告示第379号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び法第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
有限会社井川組
- (2) 所在地  
筑紫郡那珂川町大字上梶原933番地11
- (3) 代表者  
代表取締役 塚田 里恵子

2 行政処分の内容

産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し

3 処分の年月日  
平成19年2月5日

4 処分の理由  
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号及び法第15条の3第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

#### 福岡県告示第380号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画

の変更の概要を次のとおり公示する。

平成19年2月21日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

### 1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画（平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示。平成18年9月福岡県告示第1865号により港湾計画の変更の概要を公示。）について、変更した事項は、次のとおりである。

#### (1) 小型船だまり計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
四山	泊地	水深2m 面積4ha	既定計画の変更計画
	航路	水深2m 幅員17m	新規計画
	防波堤	延長325m	既定計画の変更計画
	物揚場	水深2m 延長98m	既定計画の変更計画
	小型栈橋	4基	既定計画の変更計画
	船揚場	延長47m	既定計画の変更計画
	埠頭用地	2ha	既定計画の変更計画

#### (2) 臨港交通施設計画（変更）

施設	名称	起点	終点	車線数	備考
道路	臨港道路 四山線	四山地区 小型船だまり	臨港道路 三池港南北線	2	既定計画の変更計画

#### (3) 港湾環境整備施設計画（変更）

地区名	施設	面積（ヘクタール）	備考
四山	緑地	1	既定計画の変更計画

#### (4) 土地造成及び土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
四山	2	埠頭用地

15	港湾関連用地
63	工業用地
3	交通機能用地
1	緑地
84	計

### 2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県土木部港湾課
- (2) 大牟田市小浜町24番1 福岡県大牟田土木事務所
- (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県大牟田土木事務所三池港管理出張所

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- (1) 男性警察官用夏服上衣（長袖）、男性警察官用夏服上衣（半袖）、女性警察官用夏服上衣（長袖）、女性警察官用夏服上衣（半袖）
- (2) 男性警察官用夏服ズボン、女性警察官用夏服スカート、女性警察官用夏服ズボン、女性警察官用夏服ベスト
- (3) 男性警察官用冬服上衣、男性警察官用冬活動服、男性警察官用冬ズボン、女性警察官用冬服上衣、女性警察官用冬活動服、女性警察官用冬ベスト、女性警察官用冬タイトスカート、女性警察官用冬ズボン

### 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加できない者  
ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者



- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成19年3月23日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容(3件)

(1) 調達物品の名称及び数量

ア	男性警察官用夏服上衣(長袖)	5,000着程度
	男性警察官用夏服上衣(半袖)	4,000着程度
	女性警察官用夏服上衣(長袖)	200着程度
	女性警察官用夏服上衣(半袖)	100着程度
イ	男性警察官用夏服ズボン	9,000本程度
	女性警察官用夏服スカート	100着程度
	女性警察官用夏服ズボン	200本程度

女性警察官用夏服ベスト 80着程度

ウ 男性警察官用冬服上衣 1,600着程度

男性警察官用冬活動服 700着程度

男性警察官用冬服ズボン 2,300本程度

女性警察官用冬服上衣 100着程度

女性警察官用冬活動服 50着程度

女性警察官用冬服ベスト 100着程度

女性警察官用冬服タイトスカート 100着程度

女性警察官用冬服ズボン 100本程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日(月)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年4月4日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）
12	01	百貨	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者  
(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。  
(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。  
(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。  
(6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。  
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者  
(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年2月21日（水）から平成19年4月4日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年4月4日（水）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局が指定する場所

(2) 日時

ア 平成19年4月5日（木）午前10時00分

イ 平成19年4月5日（木）午前10時20分

ウ 平成19年4月5日（木）午前10時40分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Articles and Quantity



- a Summer long-sleeved shirts, part of uniform, for male police officers  
: Estimated yearly total 5,000 items  
Summer short-sleeved shirts, part of uniform, for male police officers  
: Estimated yearly total 4,000 items  
Summer long-sleeved shirts, part of uniform, for female police officers  
: Estimated yearly total 200 items  
Summer short-sleeved shirts, part of uniform, for female police officers  
: Estimated yearly total 100 items
- b Summer trousers, part of uniform, for male police officers : Estimated yearly total 9,000 items  
Summer skirt, part of uniform, for female police officers : Estimated yearly total 100 items  
Summer trousers, part of uniform, for female police officers : Estimated yearly total 200 items  
Summer vests, part of uniform, for female police officers : Estimated yearly total 80 items
- c Winter jackets, part of uniform, for male police officers : 1,600 items  
Winter work jackets, part of uniform, for male police officers : 700 items  
Winter trousers, part of uniform, for male police officers : 2,300 items  
Winter jackets, part of uniform, for female police officers : 100 items  
Winter work jackets, part of uniform, for female police officers : 50 items  
Winter vests, part of uniform, for female police officers : 100 items  
Winter tight skirts, part of uniform, for female police officers : 100 items  
Winter trousers, part of uniform, for female police officers : 100 items
- (2) Time Limit of Tender  
5:15 PM on Apr. 4, 2007

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext. 2233)

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年2月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
X線回折測定装置 一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県工業技術センター化学繊維研究所
  - (2) 所在地  
筑紫野市上古賀3丁目2-1
- 3 落札者を決定した日  
平成18年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日立キャピタル株式会社福岡支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区店屋町1-35
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
53,776,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日

平成18年10月30日

**公安委員会****福岡県公安委員会規則第2号**

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年2月21日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県八女警察署の部中

土橋交番

八女市本村379番地1の2

を

福島交番

八女市本村923番地12

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第284号の2**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施させるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により公示する。

平成19年2月8日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 実施の目的

宮崎県、岡山県における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、今後の続発を防止するため、緊急的な対応として、農場での消毒薬の散布を徹底することが重要であるため。

## 2 実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施の期日	実施の対象	実施方法
知事が高病原性鳥インフルエンザの発生予防上消毒が必要と認めた区域	平成19年2月11日から 平成19年2月28日まで	1,000羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。	消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・2・9	2640	告示	304	6		○	後ろか ら5		福岡県告示第304号	福岡県告示第305号